

公共用地境界確定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は扶桑町所管の公共用地に係る、境界確定事務を適正かつ、円滑に運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(境界確認財産の範囲)

第2条 この要領で取り扱う公共用地とは、扶桑町、又は扶桑町長（以下「管理者」という）が管理する次の各号に該当する町有地をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）の適用を受ける公園
- (4) 下水道法（昭和33年法律第79号）の適用を受ける下水道
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の適用を受ける防止施設
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の適用を受ける急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路法の適用を受けない道路
- (8) 河川法の適用又は準用を受けない河川並びに溝きよ、水路、湖沼及びため池
- (9) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

(境界確定の申請)

第3条 公共用地境界確定申請書（様式第1）の申請は扶桑町長に提出するものとする。

(申請者)

第4条 申請者は土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合は、代表者とする。ただし、解散または倒産した法人の場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合は、原則として共有者全員とする。ただし、共有者全員の委任を受け1名で申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし相続人の委任を受け1名で申請することができる。
- (4) 未成年者の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）とし、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ

法定代理人が併記捺印して申請するものとする。

(5) 開発行為、工事施工又は公用廃止の申請で、土地所有者が多数の場合は、その施行者が土地所有者の委任を受け申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代行者が申請書に委任状（様式第2）を添付のうえ事務を行うことができる。

（添付書類）

第5条 添付書類は次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写し
- (3) 登記簿謄本又は登記事項証明書
- (4) 関係土地所有者一覧表
- (5) 現況実測平面図
- (6) 現況断面図
- (7) 委任状
- (8) 境界確定に参考となる測量図等
- (9) その他管理者が必要と認める図書

（書類審査・受理）

第6条 管理者は、申請を受けたときは次の事項を審査し、境界確定を実施することが適当であると認めたときは、公共用地境界確定申請受付簿（様式第3）に登録するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
- (2) 境界確定しようとする土地は、第2条に列記した公共用地であること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。
- (4) 申請地及び付近地についての確定の有無。

（事前調査）

第7条 管理者は申請地について必要に応じて次の事項を調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革
- (2) 法務局備付地図（公図）の分筆、合筆等の経過
- (3) 境界付近地の沿革が確認できる市町村、社寺、旧家等が所蔵する古図、換地図等
- (4) 過去の立会記録、資料等

（申請に基づく立会等の通知）

第8条 管理者は、申請書を受理したときは、申請者に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

2 管理者は、同時に立会が必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人及びその他参考人等に対しては、申請者から立会依頼させることができる。ただし、申請人からの依頼では立会に応じない者がいる場合で管理者がその者の立会を必要と認めるときは、管理者自ら境界立会依頼書（様式第4）により依頼するものとする。

（現地における境界確定）

第9条 管理者は立会にあたり、申請書に添付されている関係土地所有者一覧表（様式第5）により立会者を確認するものとする。

2 管理者は、関係土地所有者一覧表による立会者が、立会を委任（様式第6）した場合は、その受任者を確認して、原則として立会者全員をもって境界確定を行うものとする。

3 管理者は、境界確定作業に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報提供を求めるものとする。

4 管理者は、現況実測平面図、公図写し及び土地登記簿謄本又は登記事項証明書等、その他参考とすべき資料に基づいて境界確定を行うものとする。

（境界立会報告書の作成）

第10条 管理者は、境界確定の協議をした場合は、境界確定に立会した職員に境界立会報告書（様式第7）及び必要な成果資料を作成させるものとする。

（境界立会報告書の審査及び確定）

第11条 管理者は、前条の境界立会報告書の内容を審査し、境界確定協議の決済をするものとする。

（境界確定図書の作成）

第12条 管理者は、境界確定の協議がととのったときは申請者に次の境界確定図書（各2通）を提出させるものとする。

（1）境界確定図（扶桑町公共基準点座標の一覧及び引照図・断面図）

（2）利害関係人の境界立会承諾書（様式第8）

（3）公図写し

（境界確定通知の交付）

第13条 管理者は、前条の図書を受理したときは、内容を審査し申請者に境界確定通知書（様式第9）を交付するものとする。

（境界標の設置）

第14条 管理者は、境界確定の協議がととのったときは原則として申請者に

境界標を設置させるものとする。

(申請書の取下)

第15条 申請書の取り下げは、申請者から公共用地境界確定申請書取下願(様式第10)に理由を記して提出させるものとする。

(申請書の却下)

第16条 管理者は、次の場合公共用地境界確定申請書却下通知書(様式第11)により受理した申請書を却下することができる。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、催告するも、さらに60日以内に提出がない場合。
- (2) 申請者に第8条による現地立会の通知をするも、これに応じず、さらに60日以内に現地立会に応じない場合。
- (3) 前号の催告は、催告通知書(様式第12)により申請者に通知するものとする。
- (4) 管理者は、前号及び第1項に定める通知が申請人に到達しない時は、告示をもって通知に変えるものとする。

(境界確定の不調通知)

第17条 管理者は、次の場合には公共用地境界確定不調通知書(様式第13)により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者と境界確定線について確定協議がととのわない場合。
- (2) 境界確定図書が第12条の境界確定の協議がととのった日から3ヵ月以内に提出されない場合。
- (3) 申請する土地が訴訟又は紛争中の場合。ただし訴訟内容により境界確定を行っても支障のないものは、この限りではない。
- (4) その他境界を確定することができない場合。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。